

議案第 77 号

軽井沢町町営住宅明渡し及び滞納家賃等支払請求事件に係る
訴えの提起について

軽井沢町町営住宅明渡し及び滞納家賃等支払請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名

軽井沢町町営住宅明渡し及び滞納家賃等支払請求事件

2 請求の趣旨

町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める。

3 相手方、対象住宅及び請求額

番号	相手方		対象住宅	備考
	氏名	住所	請求額	
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成21年8月から 令和7年10月まで の家賃及び駐車場 使用料の一部
			4,417,916円	
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成28年5月から 令和7年10月まで の家賃の一部
			3,226,264円	
3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成18年2月から 令和7年10月まで の家賃の一部
			2,852,900円	

番号	相手方		対象住宅	備考
	氏名	住所	請求額	
4	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成10年12月から 令和7年10月まで の家賃の一部
			2,304,100円	
5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成30年11月から 令和7年10月まで の家賃及び駐車場 使用料の一部
			1,344,100円	
6	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	令和3年6月から 令和7年10月まで の家賃の一部
			630,600円	
7	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	令和3年12月から 令和7年10月まで の家賃の一部
			499,000円	

(注) 請求額は、令和7年10月31日現在の滞納の額である。

4 請求の原因

再三にわたる滞納家賃等の納付指導にもかかわらず支払に応じないため。

5 訴訟遂行の方針

本件については、必要に応じ、上訴、和解その他必要な措置を行うことができるものとする。

令和7年12月4日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年12月18日原案可決

軽井沢町会議長 川島 さゆり

これは議決原本の抄本であることを証明する

令和8年3月11日

軽井沢町会議長

川島 さゆり

